

日高町青少年問題協議会からのお知らせ

「日高町優良青少年顕彰被顕彰候補者の推薦について」

毎年、日高町では心豊かで勤労意欲に富み、又はその善行等が他の模範となる青少年を顕彰しています。顕彰は、原則として町内に居住する者で、平成27年4月1日現在において満29歳以下の青少年とし、次のいずれかに該当する場合となっています。

- (1) 農林、水産、商業その他の産業に従事し、当該産業の後継者として勤労意欲に富み、事業の発展に精励した者
- (2) 永年にわたり業務に精励し、特に勤労成績が優秀であって他の模範となる勤労者
- (3) 永年にわたりスポーツ又は社会活動等を通じて青少年の健全育成に貢献した者
- (4) 他の模範となる善行をした者
- (5) 前各号に定める者のほか、前各号に準ずる功績があった者で顕彰に値すると認められる者

候補者の推薦がある時は、日高町教育委員会社会教育課に推薦書がありますので、用紙に必要事項を記入し、平成27年4月17日（金）までに、ご推薦くださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 教育委員会 社会教育課 電話 01456-2-2451

福島の子育て支援事業 「写真パネル展」のお知らせ

東日本大震災から4年が経過しましたが、福島県に住む子どもたちは今も、ある程度の被曝を覚悟しなければ外遊びが出来ないのが現実です。虫取りも、花摘みも、花火も、水遊びも出来ないのです。

「オアシス in 日高」では、多くの町民のみなさまのご協力をいただき、2年前から夏休みを利用して「保養」を目的に40名弱の親子を受け入れる取り組みをしています。福島を一定期間離れることで、子どもたちの免疫力が高まるのです。

多くの方々に、その模様をご覧いただきたいと思い「写真パネル展」を開催します。

今年も7月下旬に子どもたちがやって来る予定です。

「第1回 写真パネル展」

開催場所 門別総合町民センター

開催期間 平成27年4月1日（水）～20日（月）



【主催】 オアシス in 日高



【後援】 日高町

野焼き(ゴミ焼き)は絶対にやめましょう

日常生活や産業活動で発生する廃棄物を直接地面の上やドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴の中で焼却することは、廃棄物処理法で禁止されております。その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の方々に大変な迷惑となります。また、野火などの火災の原因にもなっていることから、野焼き(ゴミ焼き)は絶対にやめましょう。

廃棄物処理法により一部例外を除き、処理基準に従わない廃棄物の焼却は禁止されており、罰則の対象となります。

- 廃棄物の焼却・投棄禁止違反(一般)：5年以下の懲役1,000万円以下の罰金、又はこの併科
- 廃棄物の焼却・投棄禁止違反(法人)：3億円以下の罰金

なお、上記の詳細については、日高町役場 住民課(電話 01456-2-6182)、平取町外2町衛生施設組合(電話 01457-2-2024)にお問い合わせください。

日高町森林整備計画策定のお知らせ

森林法第5条第1項の規定により、平成26年12月26日付けで、「日高地域森林計画(10年計画)」が樹立されました。

これにより、日高町においても森林法第10条の5の規定により、10年を1期とした「日高町森林整備計画」(計画期間：平成27年4月1日～平成37年3月31日)を下記のとおり策定したのでお知らせします。

記

1 日高町森林整備計画に掲載されている事項

- ① 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項
- ② 立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)
- ③ 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項
- ④ 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
- ⑤ 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- ⑥ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
- ⑦ 森林施業の共同化の促進に関する事項
- ⑧ 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- ⑨ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
- ⑩ その他必要な事項
 - ・ 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - ・ 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - ・ 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
 - ・ その他森林の整備のために必要な事項

なお、詳しいことをご存知になりたい方は、下記までお問合せください。

【お問い合わせ先】

門別地区：日高町役場 産業経済課 電話 01456-2-6185
日高地区：日高総合支所 地域経済課 電話 01457-6-2024